

令和4年1月14日

町内小中学校
児童生徒の皆さん・保護者様

養老町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る陽性発生時の学校対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
現在、全国的にオミクロン株の新規感染者数が急速に増加しており、学校においても感染者が増加することが危惧される状況にあります。岐阜県ではこれまでの感染防止対策に加え、今後児童生徒等の陽性が判明した場合の新基準が設定されました。この新基準は、オミクロン株（感染力が強く潜伏期間が短い）に、より速やかに、より幅広く対応することを目的としています。養老町においても、新基準を踏まえて安心・安全な学校運営に取り組んでまいります。
学校の対応について下記のようにまとめましたので、お知らせします。保護者の皆様におかれましても、今後も感染防止に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

記

【学級等の対応について】

○学級で1人でも陽性が判明した場合

現 行	■保健所等の調査・判断により、学級等の接触者を特定した後、該当者を自宅待機
新基準	■保健所等の調査・判断を待たず、速やかに学級全体を自宅待機（学級閉鎖） ※ 保健所がPCR検査の受検者等を判断するまでの期間 （以降は、保健所の指示に従って対応）

- 学級閉鎖が同一学年に複数発生した場合→当該学年を学年閉鎖
- 学年閉鎖が複数発生した場合→学校全体を臨時休業

【部活動の対応について】

○部員で1人でも陽性が判明した場合

現 行	■保健所等の調査・判断により、部活動における接触者を特定した後、該当者を自宅待機
新基準	■保健所等の調査・判断を待たず、速やかに陽性者が所属する部活動を休止（部員全員を自宅待機） ※ 保健所がPCR検査の受検者等を判断するまでの期間 （以降は、保健所の指示に従って対応）

【新基準に係り、留意していただきたいこと】

- 新基準の適応期間：感染状況の変化等により新たな通知が出るまでの期間です。
- 接触者の判断基準
接触者とは感染可能期間（基準日を含め3日前まで）に陽性者と接触した人です。
<基準日>
 - ・ 陽性者が無症状だった場合・・・陽性者がPCR検査等を受検した日
 - ・ 陽性者が有症状だった場合・・・陽性者に症状が出た日※ 発熱だけでなく頭痛、咽頭痛、倦怠感等の症状が少しでも現れた日
- 自宅待機を要請するのは、陽性者が所属する学級の児童生徒全員だけでなく、感染可能期間内に陽性者と授業等で接触した人が1人でも在籍する学級の児童生徒全員を含みます。
- 学級閉鎖した場合には、学びを止めないために、小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒についてはオンライン等による学習支援を行います。小学校1年生から3年生については実情に応じて適切な学習支援に努めます。